

## 精霊流し後の道路清掃に係る経費についての県民意識アンケート調査結果

○アンケート期間：平成 30 年 6 月 15 日～28 日（14 日間）

○調査目的：毎年 8 月 15 日に行われる長崎の伝統行事「精霊流し」において、参加者は爆竹などの花火を使用しながら街中を歩いているが、その後の道路清掃について、県が毎年多額の経費を負担して清掃を行っている。そこで、県として参加者に費用負担を求めるべきかどうか、県民の方々の考えを伺い、検討の材料にするために実施する。

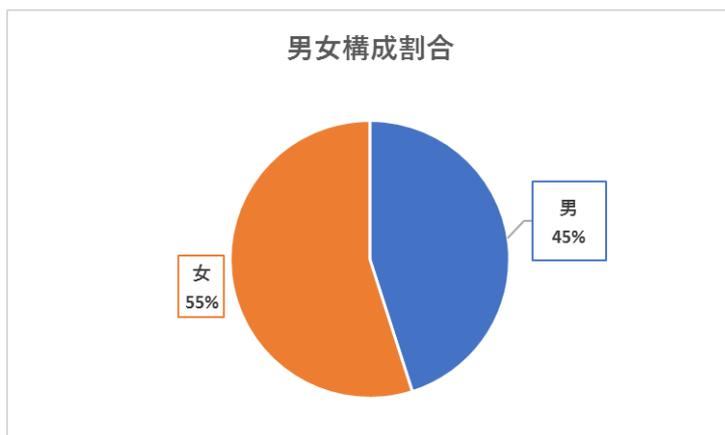
○調査対象：ながさき WEB 県政アンケート全モニター 342 名

○回答状況：回答者 315 名（回答率 92.1%）

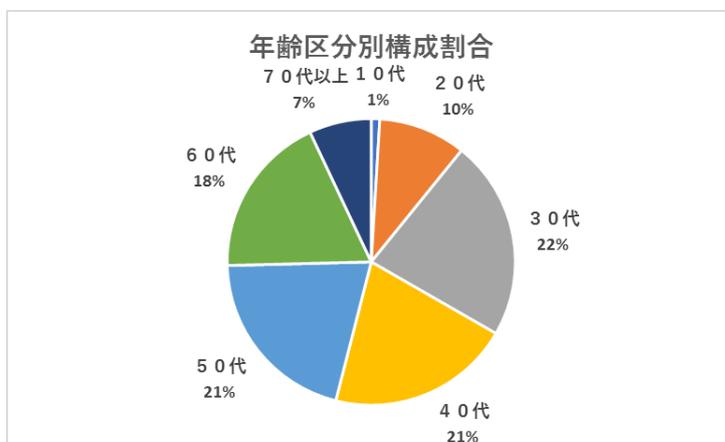
○調査担当課：土木部道路維持課

※小数点以下第 1 位を四捨五入しているため、構成割合の合計が 100%にならない場合があります。

### ■回答者の属性

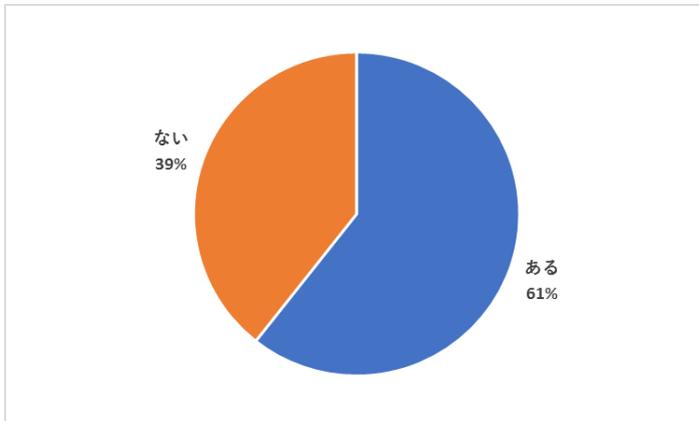


区分	人数	構成割合 (%)
男	142	45
女	173	55
合計	315	100



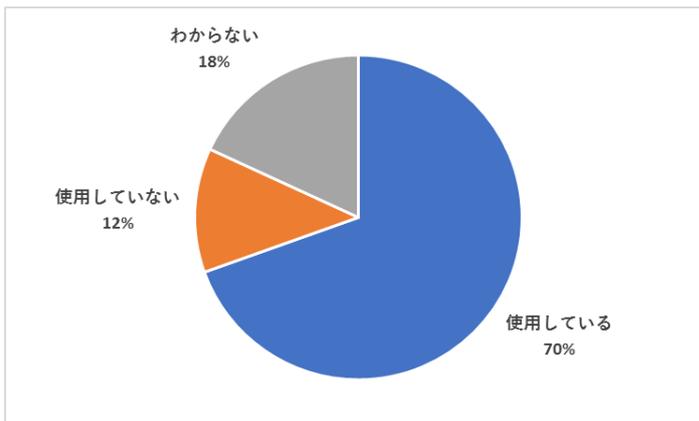
年齢区分	人数	構成割合 (%)
10代	3	1
20代	31	10
30代	71	22
40代	65	21
50代	65	21
60代	58	18
70代以上	22	7
合計	315	100

Q1 あなたは精霊流しに参加したことがありますか。



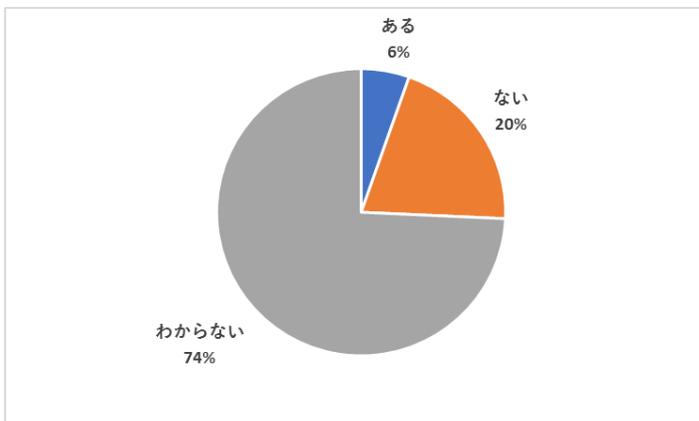
選択肢	回答者数	割合 (%)
ある	191	61
ない	124	39
合計	315	100

Q2 あなたが住む地区では、精霊流しの際は花火を使用していますか。



選択肢	回答者数	割合 (%)
使用している	219	70
使用していない	39	12
わからない	57	18
合計	315	100

Q3 あなたが住む地区では、精霊流しの際の花火使用について独自のルールはありますか。(例：花火は決まった場所でのみ行う等)

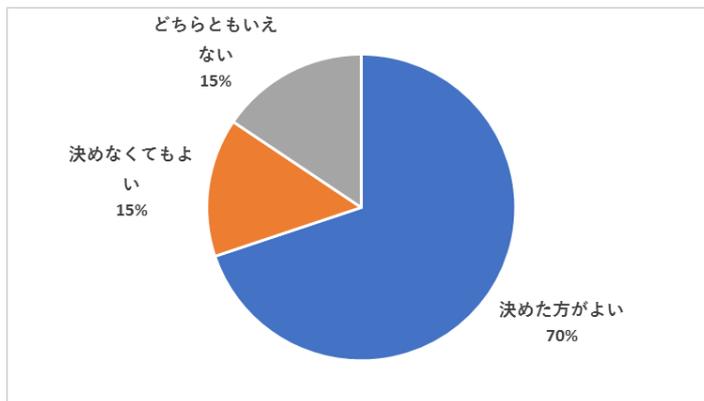


選択肢	回答者数	割合 (%)
ある	17	6
ない	64	20
わからない	234	74
合計	315	100

Q4 Q3で「ある」と回答された方に質問です。あなたが住む地区の「独自のルール」とはどのようなものですか。

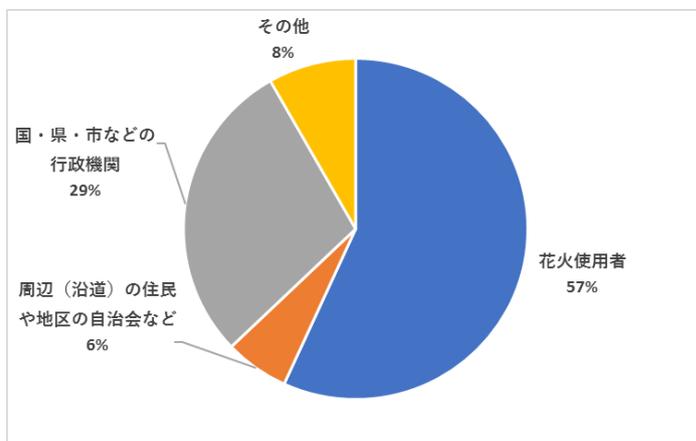
- ・花火は決まった場所でのみ行う。
- ・定められているというより暗黙の了解といった具合であります。  
花火をしたら必ず綺麗に片付ける・場所を考えて行うです。  
行う側が適切な配慮をしている感じです。
- ・花火の担当者だけが使用できる。
- ・危険な行為はしない。
- ・基本的に、決まった場所でのみ爆竹を鳴らします。
- ・ゴミ：バケツ等を各自で準備。
- ・人に目がけて投げない。
- ・花火禁止のエリアがある。
- ・花火使用責任者が定められている。矢火矢などは禁止されている。等

Q5 あなたは花火を使用できる区域や区間を決めた方がよいと考えますか。



選択肢	回答者数	割合 (%)
決めた方がよい	220	70
決めなくてもよい	46	15
どちらともいえない	49	15
合計	315	100

Q6 あなたは花火の燃えカスの片付けは誰が行うべきと考えますか。



選択肢	回答者数	割合 (%)
花火使用者	179	57
周辺（沿道）の住民や地区の自治会など	19	6
国・県・市などの行政機関	91	29
その他	26	8
合計	315	100

< 「その他」意見（一部要約） >

- ・ボランティア
- ・花火使用者、行政
- ・花火使用者から経費を徴収して行政が行えば良い。
- ・花火使用者と市の清掃業者。
- ・花火使用者は精霊船の後を追いつつながら清掃する人を1人つけるという条件で許可する。清掃をしていない場合は通報を市民に呼びかける。そして観光客のゴミなども含めて全域を清掃する人を行政機関が雇う。
- ・花火使用者を含めて 国・県・市などの行政機関 と相談すべき。経費についても同様。
- ・基本的には花火使用者が行うべきだと思いますが、結局は街中は行政、周辺部では近くの住民が片付けるようになるのでは。
- ・行政と思っていますが、それが費用負担の問題を生んでいて困難な状態なら、みんなでするか、または片付けしたいという参加者（積極的に参加したいと思わせる企画があったらいいし。例えば男女6人チームを組んで一緒に片付けするプチ合コン）。
- ・使用者、自治会、子供会等全体で行えば一人一人の負担が少なさそう。長崎を代表する行事なので市民一斉清掃的に行えないだろうか。
- ・上記の花火使用者・自治会等・行政機関全員で取り組むのが良いです。行事として認められて行われていますし、精霊流しを行う人達だけでは片付け等行き届かないことがあります。

花火の片付けですが大村市のようにドラム缶の中でのみ行うように決めてしまえば大きな負担はなくなります。

大村市の精霊流しに参加したことがあります。歩きながら花火を投げるのではなくド

ラム缶内で行っていました。

終着点でその燃えカスは回収されます。よく考えられていてすごいと感心させられました。

ただ、全く道に燃えカスが落ちていないわけではないので見回り・清掃活動は必要です。

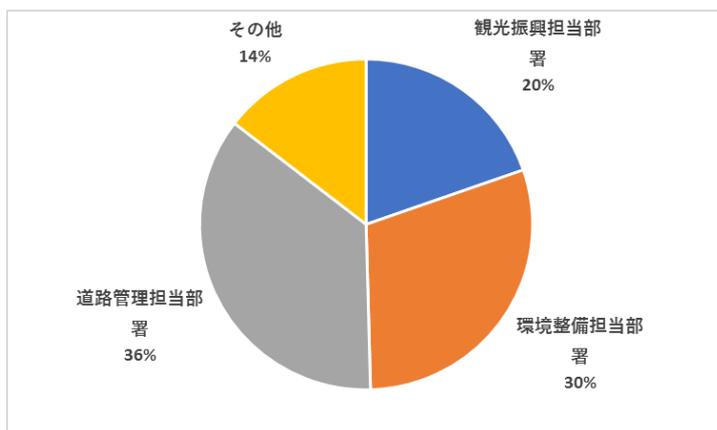
けれども、負担はぐっと軽減されます。

県内全域で採用されると大変良いと思います。

- ・精霊船の大きさや担ぎ手の数によって掃除負担金を徴収する徴収金支払い済みステッカーを船の見える所に貼る様にする。
- ・片付け・清掃は行政機関が行う。花火使用者は事前申請（道路占用許可）し、応分の費用を事前負担する。
- ・本来であれば実際に使用した者が片付けを行うべきですが、昔ながらの行事でもあり、未来に残していきたい物なのでおおまかな片付けは使用者が行い、市などの行政機関が助成など行うことが良いと考えます。
- ・本来は花火使用者だと思うが実際問題としては不可能と思うので周辺の住民では難しいので行政機関でしてもらおうことになる。

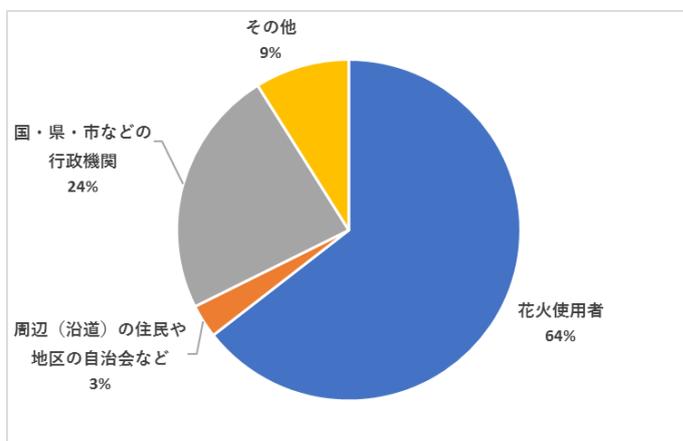
Q7 Q6で「自治体・行政機関等」と回答された方に質問です。

自治体・行政機関の中で、どの部署が清掃すべきと考えますか。



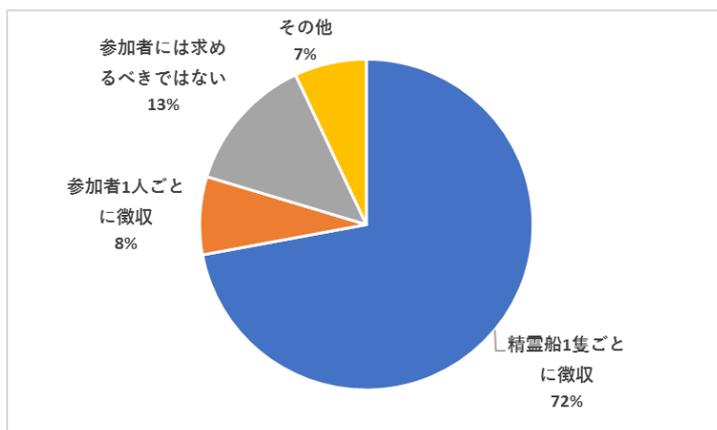
選択肢	回答者数	割合 (%)
観光振興担当部署	23	20
環境整備担当部署	35	30
道路管理担当部署	42	36
その他	17	14
合計	117	100

Q8 片付けにかかる経費は、誰が負担すべきと考えますか。



選択肢	回答者数	割合 (%)
花火使用者	203	64
周辺（沿道）の住民や地区の自治会など	10	3
国・県・市などの行政機関	74	24
その他	28	9
合計	315	100

Q9 参加者に費用負担を求めるとすると、どの単位で徴収するのが適当と考えますか。



選択肢	回答者数	割合 (%)
精霊船1隻ごとに徴収	227	72
参加者1人ごとに徴収	24	8
参加者には求めべきではない	42	13
その他	22	7
合計	315	100

Q10 Q9で「参加者に費用負担を求める」と回答された方に質問です。費用負担を求めるとすると、精霊船1隻あたり（または参加者1人あたり）、いくらぐらいが適当と考えますか。

< 「精霊船1隻ごとに徴収」意見（一部要約） >

- ・～ 1,000円 : 30人
- ・2,000～5,000円 : 63人
- ・10,000円～ : 40人

また、「精霊船の長さに応じて金額を設定し徴収する方法がよいのでは」との意見が数多く見受けられた。

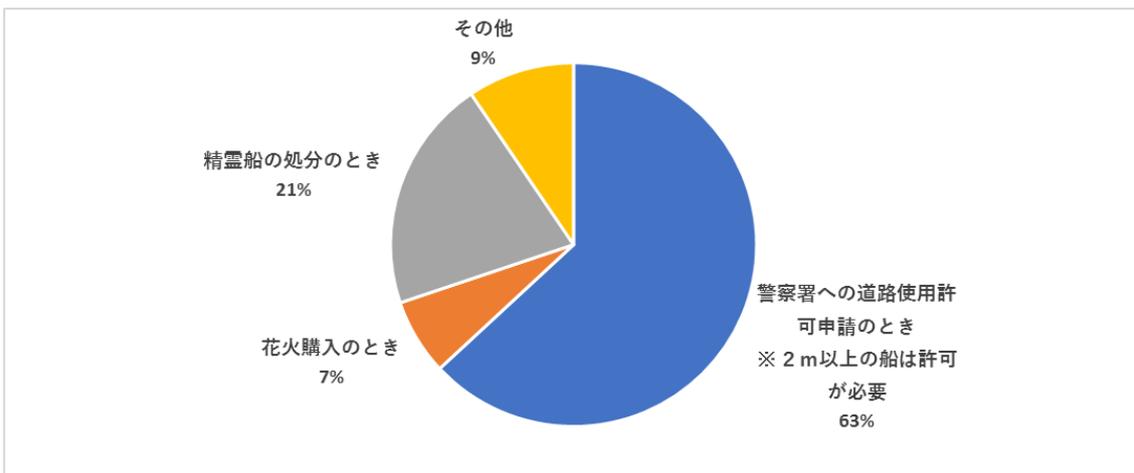
<「参加者ごとに徴収」意見>

- ・～500円：22人
- ・1,000円：2人

<「その他」意見（一部要約）>

- ・過年度の実績に基づき公共機関支出割合の残額見合いを警察署への道路使用許可申請の際徴収（概ね2千円～5千円程度）。
- ・精霊船1隻ごとの徴収で、大きさによって徴収金額が設定されていると良いと思います。
- ・参加者だけに求めず、市民や観光客に寄付？募金？をしてもらう。
- ・ゴミは参加者本人が、責任を持って片付けなければならない。それが、出来ないなら、船一隻ごとがいいと思うが、長崎市のゴミの量が分からないので、判断しかねます。ゴミとは精霊船のことも入れてのことでしょうか。それなら、大きさも関係するかと思います。私の地区では、一隻につき千円支払います。和尚様、船の借り賃、精霊船の処理、その他運営費に使用されているのではないかと思います。
- ・使用する花火の量及び行程キロ数から徴収。 等

Q11 Q9で「参加者に費用負担を求める」と回答された方に質問です。費用負担をしてもらうのは、いつがいいと考えますか。



<「その他」意見（一部要約）>

- ・精霊流しにかかった費用を全て精算したあとに参加人数で均等に請求をおこなう。
- ・警察が花火処分代金を徴収することはあり得ないので自治体にて道路使用許可を受けた書類を提示のうえ料金を払う。
- ・県・市で協議して負担額、徴収方法等を定める。
- ・広報等でお知らせを流す。  
死亡届が出た方に郵便でお願いする。
- ・市役所に届けるようにする。支払い済みステッカーを必ず貼らせる。処分場などの現場徴収は不正につながる。
- ・精霊船の処分代と花火の処分?清掃代は分けるべき。精霊船の大きさは処分場でしかわからないのでそこで係員が見て大きさを判定、駐車違反のような切符を渡し、コンビニや銀行で払えるようにしたら良いと思う。その場で現金払いがコストがかからないと思うが現場の混乱や現金を扱う危険性と現場に配置する人員、警備員の費用を考えるとどちらが良いかわからない。花火の使用は危険なので精霊船を引きながら道すがらは禁止して欲しい。実際怖い思いをしたことがある。花火は使用量はわからないので、購入する時に徴収すべき。個人的に使用か精霊流しかわからないので爆竹を購入の場合にのみ徴収するのが現実的かもしれない。となると花火使用量を使用に関わらず、予め精霊船処分代に含ませると考えて徴収しなければならないだろう。いずれにしろ花火使用者に清掃必須の意識を持たせる、危険性を喚起しなければならないと思う。市民だよりやCM、ニュースで取り上げてもらうなど、そこは市や県に頑張ってもらって周知させて行って欲しい。
- ・精霊船は、元々は、静かに野辺送りをしたものだと言います。騒がしい花火は禁止した方がよいと思います。
- ・精霊流し当日までに負担金を払って貰い(郵便局とか振り込みでも)許可証みたいなのを処分場持ち込みの時に一緒に提出してもらおう。花火の使用量はまちまちだと思われるので船の大きさとかに応じて。
- ・全ての船に届け出(警察署ではなく役所へ。その際、役所の後に警察署への申請と、二分化せず、どちらか一方で終了できる体制にする)を義務化し、その許可証と引き換えに支払いをしていただく。  
2m以下は警察署の許可は不要とあり驚きましたが、実際、手持ちの小さな船でも大きな船と同じように道路を歩いて、花火を使用しながら歩いている方を多く見ます。 等

選択肢	回答者数	割合 (%)
警察署への道路使用許可申請のとき ※2 m以上の船は許可が必要	140	63
花火購入のとき	15	7
精霊船の処分するとき	46	21
その他	21	9
合計	222	100

以上の集計結果につきましては、今後の精霊流しに係る道路清掃の経費のあり方について考える際の参考にさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。